

事業主様

(この案内書は受講者へも周知してください。)

林業・木材製造業労働災害防止協会広島県支部

刈払機取扱作業安全衛生教育講習会開催のご案内

刈払機を使用する業務に従事する者は、労働省通達(基発第66号.平12.2.16付け)により標記教育を受けるよう示されています。

刈払機による作業は、転倒や刈刃の跳ね返りにより刈刃に接触する災害が発生するなど、刈払機の適切な取扱いが強く求められています。

ついては、下記により標記講習会を開催しますので労働災害防止の趣旨をご理解いただき、該当者を受講させていただきますようご案内いたします。

記

1. 対象者

刈払機を使用する業務に従事する者。

2. 開催日及び会場

開催地	開催日	会場	申込締切
三次市	4月23日(金)	三次市職業訓練センター (別称：広島北部地域職業訓練センター) (三次市東酒屋町 306-69) Tel 0824-62-8500	定員(24名)に達したとき、または、開講日の14日前(該当日が休日に当の平日とする。)に締切りますので早めに申込みください。
	5月28日(金)		
	6月25日(金)		
	7月28日(水)		
	9月24日(金)		
	10月29日(金)		
	11月26日(金)		



(注) 1日講習で開講9時、閉講は16時の予定です。  
受付は開講30分前からです。

3. 受講料等 (1人当たり、税込)

受講料 7,700円 (林災防会員は、6,600円)

テキスト代 2,750円 (安全な刈払機作業のポイント H30. 4. 改訂初版 第2刷)

4. 修了証

修了者には『刈払機取扱作業安全衛生教育修了証』を交付します。

5. 申込方法

末尾の申込書に必要事項を記入のうえ林災防広島県支部へ申し込み下さい。

\*電話での申込みは出来ません。必ず申込書をFAXか郵送にて送付して下さい。

定員に達した場合等は受講できませんのでご了承下さい。

【 申 込 先 】

◎ 林災防広島県支部 (TEL 082-228-5111・FAX 082-223-5283)  
〒730-0017 広島市中区鉄砲町4-1 広島県土地改良会館3階  
(広島県森林組合連合会内)

6. その他

- (1) テキストは、講習会当日にお渡しします。
- (2) 開講時間に遅れると修了証を交付出来ない場合がありますので、遅刻しないようにしてください。
- (3) 受講料等の返戻はいたしませんので、欠席しないようにしてください。
- (4) 電話での申込みは出来ません。必ず申込書をFAXか郵送にて送付して下さい。

講習日の10日前を目途に受講票と請求書を送付いたしますので、林災防の口座へお支払い下さい。  
(事前に定員の余裕があるかご確認ください。)

- (5) 当日、午後には実技があります。作業服のほか手袋等(ヘルメットは不要)をご用意ください。
- (6) 当支部発行の伐木等の修了証(カード式・新特別教育(補講修了者を含む。))をお持ちの方は、刈払機修了証と統合しますので、講習会当日ご持参下さい。

..... 切り取らずに提出して下さい .....

刈払機取扱作業安全衛生教育講習会受講申込書

【氏名(字体等)、生年月日等は本人に確認のうえ正確に記入してください】

林災防 広島県支部 御中

次のとおり講習会の申込みをします。

(個人で申し込みされる場合も連絡先(電話番号)を記入下さい。)

事業場名	
郵便番号	
所在地	
担当者TEL	

受講希望	フリガナ 氏 名	生 年 月 日	現 住 所		
月 日	-----	昭・平 年 月 日生	〒	-----	☎
月 日	-----	昭・平 年 月 日生	〒	-----	☎
月 日	-----	昭・平 年 月 日生	〒	-----	☎